

政令第百五十九号

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「この政令の施行の日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月二日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。